

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 業務課

監査実施期日： 令和3年7月1日

監査結果報告： 令和3年7月15日

1 / 4枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>1 全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誤字脱字や記載漏れ、押印・收受印漏れ等のうち、軽微な誤りについてはふせんを付けたので確認して補完、訂正されたい。 <p>2 服務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外命令簿において、2か所ある命令権者印欄に押印漏れがあったので、補完されたい(R3)。 ・ 勤務状況報告書において、3月の超過勤務欄に記載誤りがあったので、訂正されたい(R2)。 <p>3 物品購入関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品購入関係において、マスク購入に当たり、契約方法を1者特命随意契約とし、その理由として、契約規則第29条第2項第1号(官公署と契約しようとするとき)と第4号(災害その他緊急を要する場合において、契約しようとするとき)の2つを適用しているが、各号いずれかに該当するときは見積を徴さないことができるので、複数を適用する必要はない。添付された通知を確認すると、環境省が紹介した一般財団法人を窓口とした一括購入であるため、第1号は該当しない。該当する号を慎重に見極め、適正に事務処理されたい(R2)。 <p>4 業務委託契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託契約において、①告別ホール等壁面清掃業務について、主管課で執行しているが、税込設計額が契約規則第28条の規定で定める随意契約のできる予定価格の限度額(50万円)を超過しているため、契約方法は原則入札案件となり、事務局総務課執行の契約案件である(R2・古川斎場,加美斎場,松山斎場,玉造斎場,涌谷斎場)。 ②除雪業務について、請書約款の遅延利息の率に誤りがあった。書類を受理する際には十分確認し、不備がある場合は業者指導に当たられたい(R2・古川斎場,松山斎場,玉造斎場,涌谷斎場)。 ③一般廃棄物処理基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補完、訂正をし職員へ周知しました。 ・ 補完、訂正し職員へ周知しました。 ・ 訂正し、以後適正な処理を行います。 ・ 契約規則を確認し、以後適正な処理を行います。 (起案書については、契約規則第29条第2項第4号(災害その他緊急を要する場合において、契約しようとするとき)を適用し、訂正しました。) ・ ①契約規則を再度確認し、以後適正な処理を行います。 ②業者指導を徹底するよう職員へ周知しました。 (書類を受理する際には、不備がないか確認を行います。) ③各書類については、整合性がとれるよう訂正いたしました。 (書類を受理する際には、不備がないか確認を行います。) 	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 業務課

監査実施期日： 令和3年7月1日

監査結果報告： 令和3年7月15日

2 / 4枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>策定業務について、着手届及び業務工程表、管理技術者等通知書の提出期限を遵守していない。事務処理の時系列を整理すると、着手届及び業務工程表は契約締結後10日以内に発注者へ提出となるが、管理技術者等通知書は着手日前までに着手届及び業務工程表と併せて提出となる。着手届に記載されている着手日を確認すると、着手日が工期の始期と同日でかつ契約締結日の翌日となっていることから、收受日は契約締結日となる(R3・業務推進)。また、空調設備保守管理業務について、着手届及び業務工程表の作成日が5月2日であるのに対し、收受日が5月1日となっていた。整合性がないので、適正に事務処理されたい(R2・古川斎場)。④除雪業務について、仕様書で提出を定めた運転免許証の写し及び除雪に使用する車両の保険の写しの提出がないので、適正に事務処理されたい(R2・古川斎場,加美斎場)。</p> <p>5 修繕・工事関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕・工事関係において、①待合室エアコン交換修繕の諸経費の算定について、設計内訳書を見ると、共通仮設費率と現場管理費等率の算定式の率がいずれも下限の率を下回っているにもかかわらず算定式の率が適用されていた。積算基準を再度確認し、適正に事務処理されたい。また、契約締結に伴い受注者から提出される関係書類の様式誤りがあった(業務委託用で作成)。書類を受理する際には、十分確認し、不備がある場合は業者指導に当たられたい(R2・涌谷斎場)。②飲料水用給水ユニット部品交換修繕の実施に当たり、契約方法を1者特命随意契約とし、その理由として、契約規則第29条第2項第4号(災害その他の緊急を要する場合において、契約をしようとするとき)を適用していたが、実際には見積書を徴していた。契約規則第29条第1項ただし書(1者から見積徴収)と第2項(見積書を徴さない)を混同して事務処理をしているものと思われる。「災害その他の緊急を要する場合」は同条第2項第4号の規定であり、1者からの見積書を徴する場合ではなく、見積書を徴さない場合の根拠規定である。また、当該修繕の予 	<p>④業者指導を徹底し、不足書類については添付、補完しました。(書類を受理する際には、不足書類がないか確認を行います。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①指摘内容について確認をし、諸経費においては同様の誤りがないよう以後適正に算定を行います。また、書類については様式の誤りがないよう業者指導を行います。(書類を受理する際には、様式に不備がないか確認を行います。) ②契約規則を再度確認し、以後適正に事務処理を行います。 ③契約規則を再度確認し、以後適正に事務処理を行います。(起案書には、契約保証金の取扱いについて免除の記載を補完しました。) ④検査内容については、具体的に記入するよう職員へ周知をしました。 	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 業務課

監査実施期日： 令和3年7月1日

監査結果報告： 令和3年7月15日

3 / 4枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>定価格を考慮すれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号(地方公共団体の規則で定める金額の範囲内で契約をするとき)＝契約規則第28条各号に掲げる契約の種類に応じた額を適用した少額随意契約に該当する(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号と第2号以下の各号が該当する場合は、第1号が優先適用)。修繕契約の場合は工事請負契約書の様式を準用するので、1者特命随意契約を行う場合は、建設工事執行規則第26条第1項ただし書き(同項各号いずれか1つ)を適用し、1者から見積書を徴収することになるので、該当する号を慎重に見極め、適正に事務処理されたい(R3・加美斎場)。</p> <p>③タテ樋凍結防止ヒーター設置修繕及び控室棟他タテ樋凍結防止ヒーター設置修繕について、契約伺い及び契約締結報告の起案に契約保証金の取扱いについて免除の記載がなく、1者特命随意契約の根拠規定の引用条項誤り(正しくは建設工事執行規則)、現場代理人等通知書記載の引用条項誤り(請書を徴した場合、工事請負契約書条項を削除)があったので、適正に事務処理されたい(R2・古川斎場)。</p> <p>④完成検査復命書について、検査の内容欄の記載が不明瞭なものが複数見受けられた(火葬炉設備修繕, 高圧ケーブル更新修繕ほか)。工事等検査執行要領第3条の規定に基づき、具体的な検査内容を記載すること(R2・古川斎場, 加美斎場, 松山斎場, 玉造斎場, 涌谷斎場)</p> <p>6 支出負担行為・支出命令関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 支出負担行為・支出命令関係において、支出負担行為の事務処理が完成検査終了後に行われているものが複数見受けられた(タテ樋凍結防止ヒーター設置修繕, 控室棟他タテ樋凍結防止ヒーター設置修繕)。会計事務規則第39条第1項(別表第4)の規定により、支出負担行為として整理する時期は「契約締結するとき」とされている。また、長期継続契約として3月中に契約締結しているのに対し、支出負担行為の事務処理が4月中旬以降に行われているものが複数見受けられた(自家用電気 	<ul style="list-style-type: none"> 会計事務規則を再度確認し、契約締結後速やかに支出負担行為を起票するよう職員へ周知しました。 	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 業務課

監査実施期日： 令和3年7月1日

監査結果報告： 令和3年7月15日

4 / 4枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>工作物保安業務, 火葬炉設備保守管理業務ほか)。長期継続契約の支出負担行為日は当該会計年度の4月1日となる。予算執行の第一段階である支出負担行為は, 法令や予算との適合を確認する重要な手続きであるので, 適正に事務処理されたい(R3・古川斎場,加美斎場,松山斎場,玉造斎場,涌谷斎場)。</p> <p>7 現金出納簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金出納簿において, ①収納後10日以上経過してから入金しているものが散見されており, 公金管理の適正性を欠いている。会計事務規則第24条第2項ただし書きに基づき, 収納した日から7日以内に処理されたい(R2,R3)。②2月15日入金分について, 入金日の記載漏れ及び入金確認印欄に押印漏れがあったので, 適正に事務処理されたい(R2)。③令和3年3月21日から31日までの15件について, 令和2年度の収入であるのに対し, 令和3年度の簿冊に記載されていたので, 適正に事務処理されたい(R2)。 <p>8 許可業者(後納申請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可業者(後納申請)において, じんかい処理手数料(後納分)及び衛生処理手数料(後納分)について, 一般廃棄物処理手数料後納要綱第8条の規定に基づき, 納入通知書に納期限を記載しているが, 施設管理課の定期監査の中で, 期限後納付が常態化している納入義務者が複数見受けられた。後納申請の許可業務及び許可業者の指導育成の主管課として, 業者指導に当たられたい(R2,R3・業務推進)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①速やかに入金するよう職員へ周知しました。 (小動物の使用料は, 7日以上あげない様に加美斎場へ集金へ行き速やかに入金します。) ②記載後, 押印しました。 ③訂正し, 職員へ周知しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業者指導を徹底するよう, 職員へ周知しました。 	

※ 改善措置状況は, 指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。